

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県水産業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
略			略		
7 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人	法第43条第1項（法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員 <del>の職務を</del> の職務を 行うべき者の選任等の請求	ア 一時理事 <del>（監事）</del> 選任（総会招集）請求書 イ～エ 略	7 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人	法第43条第1項（法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時理事 <del>の職務を</del> の職務を 行うべき者の選任等の請求	ア 一時理事選任（総会招集）請求書 イ～エ 略
略			略		

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。